

学習院大学法務研究科教育課程連携協議会規程

平成30年11月1日施行

令和元年6月11日改正

令和3年4月1日改正

令和7年6月10日改正

(設置)

第1条 学習院大学法務研究科（以下「法科大学院」という。）に、教育課程連携協議会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、法曹を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し編成を行うとともに、状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- 一 法務研究科長（以下「研究科長」という。）
 - 二 研究科長の指名する教員 1名
 - 三 法曹として実務の経験を有する者のうち本学教員でないもの 2名
 - 四 他法科大学院において教育の経験を有する者のうち本学教員でないもの 1名
 - 五 産業界その他の関係機関、または地方公共団体、地域の関係者のうち、教育課程の実施に関与しうる者 1名以上
- 2 前項の委員は、研究科長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の任期の途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長を置く。
2 委員長は、研究科長とする。

(構成)

第6条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、必要に応じて第3条に定める構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項を審議する。
一 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
二 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
2 委員会の構成員から前項以外の事項について提案があり、研究科長が必要と認めるときは、委員会の審議事項とすることがある。

(報告事項)

第8条 前条の審議内容のうち法科大学院教授会（以下「教授会」という。）の議を経なければならないものを除き、報告事項等は研究科長から教授会構成員に対して伝達するものとする。

(開催頻度)

第9条 本協議会は、原則年1回以上開催することとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年6月11日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、令和7年6月11日から施行する。